

第3回幕別町議会臨時会

議事日程

平成21年第3回幕別町議会臨時会
(平成21年10月19日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 中橋 友子 2 谷口 和弥 3 斉藤喜志雄
- 日程第2 会期の決定 10月19日（1日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第67号 平成21年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第68号 財産の譲渡について（譲渡財産（土地））

会議録

平成21年第3回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成21年10月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 10月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 新屋敷清志
企 画 室 長 佐藤昌親 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 田村修一 企 画 室 参 事 長谷 繁
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 糠 内 出 張 所 長 所 拓行
経 済 建 設 課 長 細澤正典 農 林 課 長 菅野勇次
土 地 改 良 課 長 湯佐茂雄 保 健 課 長 羽磨知成
町 民 課 長 川瀬俊彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 中橋 友子 2 谷口 和弥 3 斉藤喜志雄

議事の経過

(平成21年10月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただ今から、平成21年第3回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、1番、中橋議員、2番、谷口議員、3番、斉藤議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。

- 町長（岡田和夫） 臨時会ではありますけれども、お許しをいただきましたので、ここで「天候不順による農作物の被害状況及びその対応」につきまして、ご報告をさせていただきます。

本年の農作物の生育状況につきましては、先般の第3回町議会定例会でご報告いたしましたとおり、6月の中旬から7月にかけての低温や多雨により、地域や圃場によってばらつきはあるものの、全般的に冷湿害の影響を受けている状況にあり、農業者の皆さんにとりましても、大変なご苦労があるものと思っております。

そうしたことから、7月31日に開催されました「ゆとりみらい21推進協議会の指導部会」におきまして、以後の営農指導の強化と情報の共有化について意思統一を図ったところであります。

また、私自身も8月19日に議長、農業委員会会長とともに、農作物生育状況の現地視察をさせていただいたところであります。

その後収穫期に入り、農作物の被害状況が明らかになってまいりましたことから、町といたしましても、より詳細な状況を把握すべく、各農協を通じまして被害状況の調査を実施いたしましたところであります。

調査結果につきましては、あくまでも10月1日現時点における畑作物の被害見込みということになりますが、被害は馬鈴薯、小麦、野菜などの作物を中心に全作物に及んでおり、被害額は町全体で15億円程度になるものと見込まれておりますが、まだ収穫の終わっていない甜菜・小豆・長いもなどの収量や、小麦の乾燥調整結果によっては、さらに被害が拡大するものと考えているところであります。

このような調査結果を受けまして、去る10月16日に、町、農業委員会、農業協同組合、十勝農業共

済組合、幕別町農民同盟、十勝農業改良普及センターなど9つの農業関係機関・団体に組織いたします「幕別町冷湿害対策本部」を設置し、現在の状況や今後の対応について協議を行ったところであります。

対策本部といたしましては、今後、国・道の対策を見極めながら、必要に応じ、具体的な対策を協議していくことを確認したところでありますが、現時点における緊急的な対策といたしまして、農用地排水改善対策事業の予算枠を拡大することとし、これに係ります補正予算を本臨時会に提案させていただいたところであります。

いずれにいたしましても、農業者の方々が来年以降も安心して農業を営んでいけるよう、意を用いてまいりたいと考えております。

以上、冷湿害対策に関しまして、議員の皆さん方にご報告すべき事案が生じたことから、お時間をいただいた次第であります。

議員の皆さま方におかれましては、引き続き、町政の執行にご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、議案第67号及び、日程第5、議案第68号の2議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第67号及び、日程第5、議案第68号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第67号、平成21年度幕別町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第67号、平成21年度幕別町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億6,659万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、2,029万5,000円の追加でございます。

新型インフルエンザ予防接種委託料でございますが、新型インフルエンザの感染拡大の予防対策の一つとして、このほど、国において「新型インフルエンザワクチン接種の基本方針」が定められたところでございます。

この基本方針において、新型インフルエンザワクチン接種につきましては、国内のワクチン生産量に限りがあることから、ワクチン接種の優先順位を設定し、ワクチン接種を行う医療機関と委託契約を締結し、希望者に対し接種することとなっているものでございます。

優先的に接種する対象者につきましては、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすという目的から、第1順位として、インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者。

第2順位は、妊婦及び喘息や糖尿病等基礎疾患を有する方。

第3順位として、1歳から小学校低学年に相当する年齢の方。

第4順位は、1歳未満の小児の保護者及び優先対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者等とされております。

その他、小学校高学年から高校生に相当する年齢の方、及び65歳以上の高齢者についても優先的に接種するとされているものでございます。

このことから、町といたしましては優先的に接種する方のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方3,300人分の接種を見込み、その1人当たりの接種費用6,150円を免除しようとするものであり、その所要額について補正を行うものでございます。

なお、接種の開始時期につきましては、医療従事者は今月の下旬から、妊婦及び基礎疾患を有する方は、11月中旬（16日）から、1歳から小学校低学年までは、12月中旬から、このほかの小児の保護者や児童生徒、高齢者については、年明け1月からの接種が予定されているところでございますが、ワクチンの供給量と実際の接種者数や、接種回数の見直しが予想されることなどから、接種が前倒しされるなど変更があるとされているところでございます。

また、接種に関する手続きにつきましては、11月の広報紙やHPでお知らせする予定であります。

次に、6款農林業費、1項農業費、8目農地費、180万円の追加でございます。

農用地排水改善対策事業補助金でございますが、農用地の排水性の改善を図り、生産性の向上に資することを目的に、小規模の暗渠、明渠等の整備を実施しているものでございますが、本年度の春から夏にかけての長雨により作物が湿害を受けた状況を踏まえ緊急的な対策として、当初予算に追加し事業を実施すべく、補正を行うものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございますが4ページへお戻りいただきたいと思っております。

16款道支出金、2項道補助金、2目衛生費補助金、1,522万1,000円の追加でございます。

先ほど、ご説明いたしました新型インフルエンザ予防接種委託料に対します国2分の1の負担分と、道4分の1の負担分を合わせ、道補助金として4分の3の補助金について補正を行うものでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、687万4,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

野原議員。

○7番（野原恵子） 新型インフルエンザのワクチン接種の補助金のことについてですが、町は国・道に習いまして、住民税非課税の世帯に補助を行うということですが、今、小学校を中心にインフルエンザ非常に流行しております。

その中で、受験生を抱えている保護者ですとか、それから妊婦ですとか、基礎疾患のある患者さんの方、非課税世帯以外の方でも、インフルエンザの接種を希望している住民も多数いらっしゃいます。

今、十勝管内でも他の自治体でも、国・道以外の対象から広げてワクチンを接種する助成をするという自治体も生まれております。

幕別町でも、そういう対応が必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 今回の非課税者、生活保護世帯への公費実費負担については、目的とするところが、今回の新型インフルエンザにつきましては、国民の大多数が免疫を持っていないという緊急的なこともございます。

基本的には、自分の健康は自分で守るということですが、経済的な理由でワクチンを接種できないということは、これは避けたいということで、今回非課税者、低所得者に対する、こういう公費実費負担という措置が講じられたものと考えております。

ワクチンの接種優先にならない方もいらっしゃると思いますので、低所得者の一線を引くという意味で非課税という基準を設けさせていただきましたので、この基準に基づいて実施していきたいと考えております。

○7番(野原恵子) 住民税非課税世帯そこを基準としているということですが、今、子育て世代の方々、平成20年度の決算でも明らかなように、大変低い非課税世帯ぎりぎり生活している若い世代もおります。

そういう中では、受験生ですとか、それから子どもが二人、三人、そういう中で非常に生活も苦しいという家庭も増えております。

そういう中では、その受験生に対する助成など、ぜひ町独自で進めていってほしい、こういう要望も出されております。

また高齢者ですとか、妊婦の方でも、確かに検診の助成も受けておりますけれども、経済的にも厳しい状況も生まれてきておりますので、町独自で枠を広げることも必要ではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 民生部長。

○民生部長(新屋敷清志) 今回の新型インフルエンザにつきましては、先ほど課長からも申し上げましたように、国においても低所得者のために、接種ができないということ避けるということが一番の目的ということでこの助成方針を定めておまして、幕別町におきましても、この助成方針に応じて進めてまいりたいと思います。

今後、国の対策が変わってくるようでありましたら、その対策に基づきまして、その方針に応じまして、その対応に務めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(古川 稔) 野原議員。

○7番(野原恵子) 国・道の基準に基づいて町は進めていくというお答えでした。

しかし、他の自治体でも町民の健康を守る、そういう立場から住民税非課税でなくても全世界帯に助成を広げていく、そういう自治体もあるのですが、幕別町といたしましても全世界帯このところは検討の余地はあるのかなと思うのですが、受験生ですとか、それからの体に障害の内臓疾患のある、そういう方々に手だてを講じていくことは必要ではないかと思うのですが、その点もう一度、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長(古川 稔) 高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 今回の新型インフルエンザの予防接種に関しましては、あくまでも任意接種という形であります。

本来、国民の中に免疫性を持っていないということであれば、本来であれば、これは国が責任を持って接種すべき事項であるというふうに考えております。

私どもの町で、確かに管内的にも助成を広げようという町の動きは承知はしておりますけれども、現時点で私どもの町では、とりあえず国の方針に従って接種をさせていただきたいというふうに考えております。

確かに苦しい家計の中から2回接種しますと6,300円という形になりますけれども、今後、接種方法、接種回数ですか、13歳以上の方は1回でもよろしいというような形になるかというふうに思っておりますけれども、そういった状況になれば、また違った形になっていくのだろうと思っております。

ただ現状では、あくまでも私どもの町としては、国の非課税世帯については、免除をさせていただくという方針に則って現在の事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(古川 稔) ほかに。

中橋議員。

○1番(中橋友子) 関連も含めて、このインフルエンザ対策についてお尋ねしたいと思います。

町は、対策本部も設けられて取組んでおられておりました。

世界的な流行が5月に始まって、それでここ秋口になってから急増しているということで、10月の1週間の感染者が、先日報道を見ますと6万人を超えて現在感染は64万人を超えたということでありまして、非常に深刻な状況になってきているなというふうに思います。

自分の健康は自分で守れというのは、それは基本ではありますけれども、こういった特殊な流行性のもので蔓延していくというのは、自分だけでは防御できないというような状況はありますので、その点で対策は本当に大事だというふうに思います。

それで野原議員の質問にも関連するところ出てくるのですけれども、まず、これまでの町民の感染の実態はどのように押さえられているのか、新聞では小・中学校、幕別町内の小・中学校の学級閉鎖であるとか、学校自体が休みにならざるを得なかったところなど報道されております。

この実態についても伺いたいと思います。

それと今、受験生ということもありましたけれども、特に町民全体の感染状況と小学校、中学校の感染状況伺いたいのは、小学校、中学校という集団の中で、毎日生活をしていて、しかも免疫力は80を超えた人たちでないといほとんどないという訳ですから、そういう中で暮らす訳ですから、特別な対策が必要な年齢のところだと思うのです。

その辺のまず実態を伺いたいと思います。

それと、先ほど副町長の説明の中で、医療機関は委託をして、そこをお願いをするということ、これ国が委託をするということなのだと思うのですけれども、町内の医療機関については、内科医が多いのですが、何医療機関が対象になっているのかどうかということですね。

それと、もう1点につきましては、また中身が違うのですけれども、蔓延を防ぐためには、何といっても病院に受診をするということが大前提だというふうに思うのですが、今のところ新型インフルエンザの感染者だとか、疑いのある人も含めてなのでも、健康保険証を持っていない人、資格証明書の方いらっしゃいますよね。

こういう人たちは、想定するには、おそらく具合悪くなくても病院に掛かれない状況になっているであろうという推定するのですけれども、その点については、北海道の中でも帯広市をはじめ、市が多いのですけれども、急遽短期の保険証を発行をして、感染防止と、それから健康維持ということで対策を講じられている自治体が生まれています。

この点についても、幕別町も同様の対応が必要ではないかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 保健課長。

○保健課長(羽磨知成) 初めに町内の感染の実態についてでございますが、当初5月、6月時点におきましては、いわゆるPCR検査、遺伝子検査によりまして、その患者が発生した場合には、その町村に保健所の方から報告がございました。

その関係で申し上げますと、確かそれは1名、2名の報告しかございませんでした。

その後、PCR検査が廃止されまして、いわゆる簡易検査のみの検査になりまして、それにおきましては保健所からの報告等は町村にはございませんので、一般の方がどれくらい感染されたということの確実な人数の把握はできてはおりません。

ただ小学校、中学校等におきまして、休校等、学級閉鎖等の措置をとっておりますので、これに関しては人数としては把握いたしておきまして、学校におきましては7校、町内小中学校7校におきまして157名の感染者が生じております。

ただこの157名も、疑似感染とかということがありますので、確実というか、かちつとした数字ではないということをご承知おき願いたいと思います。

それから実際にワクチンを接種する医療機関についてであります。本町におきましては、今のと

ころ町内で開業いたしております10医療機関全てが、国と委託契約を締結する予定というふうにお聞きいたしております。

こちらの方は、保健所と医療機関との間で調整が進められているところではありますが、今のところ10医療機関全てで接種をします。

ただ、その内2医療機関につきましては、一般来院者への接種はできないと。

いわゆる自分が主治医になっている患者さんに対しては、ワクチンを接種するが、一般の来院者に対する接種はできないという機関が二つございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 資格証明書の関係でございますが、この方々の世帯につきましては、病気になった場合10割負担していただくということが原則となっておりますけど、今回の新型インフルエンザにつきましては、3割負担でもできるような形で考えたいということで、これは相談に乗っていただくことで、資格証明書から短期資格証に交付したいということで考えておりますけれども、今までとおり税務課などが資格証明の対象の交付の世帯には、納付の相談などについているものですから、そのような中で、ご相談いただければ3割負担でもできるような形で短期保険証を交付するような形で考えていきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 一つは、保健所と医療機関と町の窓口担当のところとの情報をきちっと掌握するという体制、これ流行性の病気ですから、これを防ぐ入り口として、まず情報をつかむということですよ。

その点では、その4月、5月の状況はつかめていたけれども、現在は報告貰える関係にはなっていないということですね。

ここは、私は、やはりそのところはきちっと町の方からも要請して、うちの町の感染状況というのは押さえていく必要あると思うのですよね。

というのは、4月、5月の状況とは全く変わってしまって、今月の末か来月あたりがピーク、それもまだ定かではないのですけれども、ピークになるだろうと。

うちの町が4月に出了された資料では、当時は全国的にはまだ4,000人程度の感染で、厚生労働省はそのとき推定では11万人くらいかなというような状況でしたよね。

ところが現在は、きちっと調査機関の中で出了されたもので64万人というふうになっていて、そして私も初めて分かったのですけれども、流行注意報というそういう基準があるのですよね。

1日に医療機関に、その患者さんが10人来られたら、そこが起点になって、それを超えると本当に対策とっていかないといけないぞということなのですけれども、先日の新聞で、北海道は10を超えて13.5というふうに確か報道されていたと思うのですよね。

その辺どんなふうには押さえておられるのか。

こういうことも、担当の方できちっと押さえながら、どこに何をすることが大事なのだというふうに、先々に情報を提供しながら、やっていくことが大事だと思うのです。

そういう点では、実態もつかめていないという点では、そういう仕組みになっていなかったのだろうと思うのですが、これも早急に関係機関に声を上げて、実態をつかめるようにすることが大事だと思いますがいかがでしょうか。

それと、資格証のことなのですが、医療機関では今、検査と診察で約6,000円のお金が掛かる。

薬代別にして、6,000円掛かるといふふうに言われています。

3割ということなのですけれども、いろいろ短期証に変えている自治体の経過を見ますと、人数も市ですからうちの町より多少多いというものもあるのですけれども、なかなかこの点では何回もやり取りしてきて、連絡が取れないということが多かったですよ。

そうすると、病気になっているか、なっていないかも、もちろん分かりませんし、そういう状況の

人たちはなかなか連絡しにくいということもあって、そのまま放置されているということが多く考えられる訳です。

そこで帯広市などは、その対象者、数十件ですけれども、そこにこの期間に限って3カ月間ということで、インフルエンザ対策ということで、短期保険証を郵送しているのです。

そのことがその拡大を防ぐという、あくまでも本人の健康と町に拡大を防ぐ、防ぐためのあらゆる手立てを講じていくという姿勢からそういうふうになっている訳です。

うちも確か最終的には、何件になるのでしょうか。

今、何件なのかその数字もお伺いしたいですけれども、わずかだと思っております。

やはりそういった対策も講ずることが大事だと思います。

今の時点では、その疑いも含めてこの勢いだ国民の半数近くになるというような説もございますので、そういった対応は必要ではないでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 感染の実態の把握についてでございますが、先ほど申し上げましたように、途中からそういう報告がなくなると、要するにその背景には、感染が余りにも蔓延したために、医療機関において今は保健所にも報告はされていないと思っております。

保健所の方で捕まえている数字は、確か定点医療機関というのがございまして、その医療機関1カ所においてどのくらいの方が受診されているかという数値はとらえておりますけれども、各町内医療機関においてどのくらいの方が受診されているかというのは、医療機関からも保健所の方には報告はしていないかと思っております。

それは医療機関が受診のための時間や非常に多くなっておりますので、医療機関における負担を減らすということも含んでいるかなと思っております。

ただ十勝圏域としてどれくらいの方が感染しているかということにつきましては、概念的にとらえておりますのは、札幌とか道南の方に比べるとまだ若干人数的には低いだろうというふうにはとらえております。

いずれにいたしましても、保健所の方とどういう実態の把握の仕方ができるのか、どういうあり方がいいのか協議してまいりたいと思っております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 帯広等では短期保険者証現在の期間に限り、発行しているというのは伺っております。

私の町としましては、特に資格証明書の世帯には、ぜひ会っていただいて短期保険証を交付する形にとっていきたいということで、お会いしながらそのことは基本方針としては変わらないところであります。

今回、今先ほどご質問ありましたように、資格証明書の対象世帯は20世帯でございまして、その内9世帯が居所不明世帯、居所不明です、居る所が不明の世帯が9世帯です。

残りの11世帯については、居るということで分かるのですけれども、なかなか会っていただけないということもありますので、これからも税務課の職員中心に相談体制でご本人のところへ会っていただいて、新型インフルエンザについては、3割負担でできますということで周知をしますとともに、いない場合は、会っていただけない場合は、封書など入れましてこれについては対象になりますということの周知もしたいと思っております。

ただ11世帯でございまして、私たちが各戸にこれからも回って、そのような体制を取っていきたいということで考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 先ほどの64万あるいは1週間の数字が6万人を超えているという、かなり細かく全国のデータとして6万1,538人だとか最後の一人まで出されていたのです。

そうするとこれは、私はこの発表は、国立感染症研究所というところから出すのですけれども、こう

いう数字がそれぞれの医療機関の実態を掌握されて積み上げられたものが発表されているのだなというふうに思ったのですけれども、今の課長の説明ですと医療機関も報告をしていない、その状況ではないということでもありますからこれは部分的な調査の結果がこういう数字になっているのかなというふうになればもっと感染者はここに出されている数字よりも多いのではないのかなというふうに思いました。

保健所に働き掛けていただくということでもありますから、さらに情報収集にはお答えいただいたように取組んでいただきたいと思いますのですが、その中でも子どもさんが157名疑似感染も含めていらしたということであれば、ここはやっぱり予防接種の優先順位の中にもありますけれども、1日も早い接種が望まれるところですが、先ほど野原議員からもありましたけれども、町内全体の蔓延を防ぐ意味でも、例えば小学生、あるいは受験生とかというのは、結局その時期にインフルエンザに掛かっていくとまた受験に差し支える、将来に差し支えるというようなこともあって、手だてが必要ではないかということでもあります。

ですから子どもさん、学校では国の本来副町長が言われるように、国の責任できちっとやるべきことではありますけれども、多分ワクチンがまだ国内の分野で足りないということで、外国からくるのを今検証していて、それが良かったらそれに代わっていくということでもありますから、まだまだ希望はあるのだろうというふうに思うのですけれども、それにつけてもやっぱり小学生ですとか中学生ですとか、この辺は、やはり国の町の助成で早急に接種するという支援があってもいいのではないかなと近隣の町のように頑張ってもらいたいという思いもありまして再度伺います。

資格証の11人の方については、分かりました基本的にはうちの町が訪問をされて、いらっしゃらない方には、3割負担ということをきちっとお知らせの文書を置いて周知されるということですね。

そうであれば、短期保険証がなくてもきちっと受診の機会が得られると思いますので、その点は徹底してやっていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） ワクチン接種で国内産が確か2,700万人分の国内産のワクチンの製造予定でございます。この対象者は1歳から小3までの子どもたちが対象、この子たちまでが対象でございます。

それ以降の小学校高学年とか中学生、高校生あとお年寄りについては、今のところ外国産のワクチンを充てる予定になっています。

ただこれが、接種1回になりますと、小学校高学年くらいまでは国内産が接種できるのではないかなというような話がでているところでございます。

何度も申し上げておりますが、今回のワクチン接種の目的は、重症化、死亡者をできるだけ出さないようにするというのが目的でございますので、その受験生うんぬんですとか、そういうことは次の段階の方に入っておりますので、今まで申し上げましたとおり低所得者をまず第一優先として減免措置を講じてまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） ほかに。

増田議員。

○8番（増田武夫） ちょっと確認しておきたいのですが、この予防接種を受けて助成の対象になるのは、議論されていたように生活保護世帯、それから非課税世帯なのですが、このワクチン接種をして広がっていかないようにするためには、その集団の中に一定程度の免疫を持った人たちがやはり一定程度いることが必要なのですかね。

そうした場合には、例えば子どもたちも受ける場合も、その親が非課税世帯の場合に料金が助成されるようになるのか、子どもたち、そういう点から言えば、子どもたち全体にワクチンが接種されて初めて学校単位だとか、そういうところで流行していかなくなるということを考えると、少なくとも子どもたち全体は、非課税世帯でなくても全体に接種するとかという、そういう姿勢が必要ではないかというふうに思うのです。

そういう点で言えば、少なくとも子どもたちは課税世帯であろうと、生活保護世帯でない人であろうと、少なくとも子どもたち全体には全員に接種すると、全員に助成して行うそういう姿勢が流行を防いでいくためには必要だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 今、議員おっしゃられたように感染症の予防については、集団の中においては70%もしくは80%の方がそういう予防接種を受けていないと効果がないという言われ方もしております。

ただ今回のワクチン接種の目的は、先ほども申し上げておりますように、重症者を出さないということが一つの目的でございます。

ワクチンを受けていても、感染する方は感染はします。

ただ重症化になる確率が、低くなるということがワクチンの一つの特徴でございます。

また今回のワクチンは、定期接種でなくて任意接種、あくまでも個人の意思、希望に基づくものでございますので、子どもたち全員に、100%受けなさいということもまた、これはできないことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 今、言われたように70%、80%持っていることが流行を防いでいくためには必要なわけです。

だからそういう意味で言えば、子どもたちも重症化しないように対象、優先接種の対象になっている訳ですから、だからそういう意味で言えば任意の接種であるのですけれども、助成をしてなるべく多くの人に受けてもらうということが必要な訳です。

だからそういう意味から言えば、少なくとも子どもたちだとか、そういう基礎疾患を持っている人たちは、やはり町の姿勢として全員助成して受けてもらうのだと、そうすることが任意接種であっても、例えば集団の中で7割、8割の人が免疫を持つ状態をつくることができるわけです。

だから、そういう姿勢を町は持つべきではないかと思うのですけれども、対象を区切ってではあるけれども、全員に助成するという措置が、どうしても必要でないかと思っておりますけれどもいかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 予防接種につきましては、いわゆる接種した後の副作用というようなりスクもあると言われておりますけれども、今回の場合も一定程度軽い副作用と言いますか、接種部位の白化したりですね、腫れたりするところもあるのですけれども、このようなこともあったり、ちょっと重症な部分のアナフィラキシーですか、そういう副作用もあるというようなこともと言われております。このようなことから任意接種ということが国の方でも言っているようでございますけれども、あくまでもこのようなことは、ほとんど副作用はないと考えられますけれども、皆さんが場合によってはそういうようなことも考えられるということで、予防接種法などでも決められております。

あくまでも任意接種となっておりますので、そのような形からも重症化をしないということでは大事なことだと思いますけれども、そのような事も勘案しながら任意で接種をしていただきたいと思いますと考えております。

○議長（古川 稔） ほかに。

齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 私は、国の基準に基づいて一定の非課税とかの基準を設けてやるというのは、その部分については特に異議を感じておりませんが、本当は全員なれば一番いいのかもしれませんが、そうはなかなかかなりづらいであろうということは分かるのですが。

それにしても、子育て真最中の家庭というのは、これは経済的負担から言えば、これは非常に大きいものがある。

わずかな金額といえども、大変だというふうに思っております。

そういう意味で言うと、小学生、中学生あるいは幼児、こういったところの希望する方については

町の施策として補助していくよと、そういったものが考えられないのかな。

先ほど、副町長のお話の中に、お答の中に、とりあえずという言葉があったので、そのところ将来的にはそういったら、そういう意味も含めて考えていらっしゃるのかなということも含めて、期待感を持ちながら、私はできれば子育て真最中の世帯の人たちに町の施策として助成をしてあげると。

それは、その対象とするところは、小・中学生、義務制の子どもだとか、幼児、こういったところについては考えてはいかなものかなというふうに思っている訳ですが、とりあえずというところも含めていかがお考えかお聞かせをいただきたい。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今まで町といたしましては、例えば三種混合ですとか、いろんなワクチン接種に関して助成をしてきております。

今回の新型インフルエンザに関しましては、ワクチンの絶対数が足りないという、まず基本的な問題がございます。

それがありますものですから、優先順位を決めて接種をされるということになっているのだというふうに理解をしております。

現状として、確かに重篤化される方もいらっしゃいますし、ただ一般的には普通のインフルエンザと同じように4日ないし1週間で完治するというふうに言われております。

その実態把握もなかなか難しい部分もあるのかなというふうには思っております。

今後、今現在季節性インフルエンザにつきましては、町では65歳以上の方に助成をさせていただいておりますけれども、この新型インフルエンザは、当然この先もインフルエンザの形としては残っていくだろうというふうに私ども思っておりますし、またワクチンも十分な量は出回ってくることを予想しております。

そういったときには、今現在、町が行っております、例えば季節性のインフルエンザの助成ですとか、そういったものとの整合性もまた考えていかなければならないものだというふうに現時点では私どもの方では考えております。

ただ、現状として今のワクチンの数が足りないという現状と、とにかく緊急的に実施をしていかなければならないということがありますので、現状としては国の方針に則った形で行いたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） ほかに。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第68号、財産の譲渡についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 議案第68号、財産の譲渡につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

本年、7月の第2回臨時町議会におきまして、忠類地域における定住対策事業といたしまして、「定住促進住宅整備補助金」を補正させていただいたところであります。

このたび譲渡しようとする財産につきましては、本事業に係る用地でありまして、実施事業者に売却するものであり、のちほどご説明をさせていただきますが、時価より低い価格で譲渡するため、地

方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

実施事業者につきましては、幕別町忠類地域定住対策事業助成金に関する要綱の規定に基づきまして、本年9月1日から10月13日までの期間で、町内に事業所を有する法人等を対象に公募いたしましたところ、加藤建設株式会社、堀川建設株式会社、株式会社北王の3社の応募があったところであります。

事業者の選定にあたりましては、10人を委員とする忠類地域定住対策住宅建設者選定委員会を設置、開催いたしまして、選定基準に基づき書類審査、賃貸住宅建設計画のプレゼンテーションを受けました。

総合的に評価し、事業者1社を選定したものであります。

選定した理由でございますが、提案されました3社の計画案、これにつきましてはそれぞれ創意工夫に努めておりましたが、選定されました事業者の計画案につきましては、地域の現状や特性を的確にとらえ、ゆとりある土地利用や二階建ての住居プランを、おのおの独立した戸建てで提供するなど、幅広いニーズに応えた提案であり、忠類地域における定住化がより促進されることが期待できるということから選定したものであります。

議案書をご覧いただきたいと思っております。

事業者に譲渡する財産についてであります。

所在は、幕別町忠類栄町447番地4のうち、地目は宅地、地積は1,265.65平方メートルの土地であります。

二つ目に、譲渡の方法は、随意契約であります。

三つ目には、譲渡価格につきましては、261万9,895円であります。

四つ目に、譲渡の理由は、定住促進住宅建設用地として活用を図るためであります。

3.3平方メートル、1坪当たりの単価でございますが、6,831円で、固定資産評価額相当であります。

近傍地の実勢価格は、1坪当たり9,758円ありますので、実勢価格の7割で譲渡しようとするものであります。

民間活力を活用し、忠類地域の定住促進を図ろうとするものであります。時価より低い価格で譲渡することにより、先般、補正させていただきました「整備補助金」と一体となり、優良で低家賃の賃貸住宅の建設を誘導し、事業効果を高めようとするものであります。

5番目になります。譲渡の相手方につきましては、幕別町忠類白金町200番地 加藤建設株式会社 代表取締役 加藤修治氏であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、平成21年第3回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

（10：47 閉会）